

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 居宅にお ける身体介 護	(1) 30分未満 (245単位)	× 70/100	1時間未満 (183単位) 1時間以上 1時間30分 未満(273単 位) 1時間30分以 上2時間未 満(364単 位)					1回につき 100単位 を加算	1人1日当た り 100単位 を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (388単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位)								
	(7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)								
ロ 通院等 介助(身体 介護を伴う 場合)	(1) 30分未満 (245単位)	× 70/100	2時間以上2 時間30分未 満(455単位) 2時間30分以 上3時間未 満(546単位) ※3時間以上 (629単位に30 分を増すごとに +83単位)	× 200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100		
	(2) 30分以上1時間未満 (388単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (644単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (724単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (804単位)								
	(7) 3時間以上 (884単位に30分を増すごとに+80単位)								
ハ 家事援 助	(1) 30分未満 (101単位)	× 90/100	× 90/100						
	(2) 30分以上45分未満 (146単位)								
	(3) 45分以上1時間未満 (189単位)								
	(4) 1時間以上1時間15分未満 (229単位)								
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (264単位)								
	(6) 1時間30分以上 (298単位に15分を増すごとに+34単位)								
ニ 通院等 介助(身体 介護を伴わ ない場合)	(1) 30分未満 (101単位)	× 90/100	× 90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (189単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (264単位)								
	(4) 1時間30分以上 (331単位に30分を増すごとに+67単位)								
ホ 通院等乗降介助 (97単位)									
初回加算 (1月につき200単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)									
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算)									
福祉・介護 職員処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000)								
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000)								
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000)								
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)								
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1000)									

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可